

中国地域ジュニアポイントランキング規定

以下の事項をふまえ、中国地域ジュニア大会・ポイントランキングシステム（中国ジュニアランキング）を構成する。

I 対象大会

1) 中国テニス協会が主催し、全国大会の予選となる地域大会

- ①全国小学生テニス選手権大会 中国予選
- ②中国ジュニアテニス選手権
- ③RSK全国選抜ジュニアテニス選手権大会 中国予選
- ④U-15 全国選抜ジュニアテニス選手権大会 中国予選
- ⑤全日本ジュニア選抜室内テニス選手権大会 中国予選
- ⑥DUNLOP 全国選抜ジュニア選手権 中国予選

2) 中国テニス協会が主催する地域大会

- ①中国・四国ジュニアチャレンジマッチ
- ②中国ジュニアクリスマストーナメント
- ③中国ジュニアウインター大会
- ④中国ジュニアスプリング大会
- ⑤中国高校（高体連）
- ⑥中国高校新人戦（高体連）

3) 上位選手が多数参加し、協会が公認する地域内の大会（中国地域ジュニアサーキット大会）

- ①中国オープンジュニア山口大会
- ②中国オープン山陰大会
- ③しまねオープンジュニアテニストーナメント
- ④中国オープン TOTTORI ジュニアテニス大会
- ⑤広島ジュニアオープンテニス大会
- ⑥秋季しまねオープンジュニアテニストーナメント
- ⑦岡山オープンジュニアトーナメント
- ⑧岡山オープンジュニアテニス大会

4) ITF ジュニア大会（申請のあった場合のみ）

II ポイントの取得

- 1) 各大会，グレードによるポイントは別表のとおりとする。
- 2) 上記 I の 1)、I の 2) の大会においては、すべての参加者にポイントを与える。
（ただし中国・四国ジュニアチャレンジマッチは中国地域の選手のみ）
- 3) 中国ジュニアスプリング大会、中国ジュニアクリスマストーナメントについては、初回戦勝者までポイントを付与する。

4) D E F, B y e, W. O の扱い

D E F (失格) は 0 点とし、出場回数に加算する。

1 回戦 Bye で 2 回戦敗退の場合：1 回戦敗者と同じポイントを与える。

1 回戦 W. O. で 2 回戦敗退の場合：2 回戦敗者と同じポイントを与える。

1 回戦 Bye で 2 回戦 W. O. の場合：2 回戦勝者と同じポイントを得る権利がある。

5) 正当な理由のある N / S (不出場) は、出場回数に加算しない。

ただし、補欠が入らなかった場合は、1 R 敗退とする。

6) 順位決定戦を行った場合、該当する順位のポイントを入力する。

7) 年齢区分が 2 つ以上高い大会へ参加した場合はランキングポイントを与えない。

(ITF ジュニア大会を除く)

8) ITF 大会については、大会終了後 1 ヶ月以内に申請があった場合、

各大会シングルスで獲得した ITF ポイントを 10 倍して与える。

9) 換算した ITF ポイントはジュニア委員会で承認した日をもって取得したものとし、翌年の当該大会開始前まで有効とする。

Ⅲ 順位の決定

1) 選手がランキング作成時から過去 1 年間に開催された中国ジュニアランキング対象大会に出場し、そこで獲得したポイントを高い順に基準大会数抽出し、そのアベレージポイントの高いものを上位とする。

但し、出場大会数が基準大会数に満たない場合は、基準大会数で除するものとする。

(申請のあった ITF 大会についても中国ジュニアランキング対象大会と同様に扱うものとする。)

2) 基準大会数

対象大会の約 70% を目安にした基準大会数をグレード (年齢) 毎に設定する。

U 1 1 = 7 U 1 2 = 7 U 1 3 = 6、U 1 4 = 6 U 1 5 = 5 U 1 6 = 3

U 1 7 = 3 U 1 8 = 3

3) 同じポイントの場合

①基準大会数に達しているものを上位にする。

②基準大会数に達しているもの同士の場合は、

ア) 出場数の多い方。

イ) 出場数が同数の場合は、最高獲得ポイントが多い方。

ウ) ア、イで決定できないときは抽選する。

③基準大会数に達していない者同士の場合は、

ア) 出場数の少ない方。

イ) 出場数が同数の場合は、最高獲得ポイントが多い方。

ウ) ア、イで決定できないときは抽選する。

{注釈} トーナメントポイント数：20 + 20 < 10 + 30

IV 中国地域ジュニアサーキット大会のグレード（I-3）

- 1) 中国地域ジュニアサーキット大会は上位ランキング選手の出場数に関係なく、全大会をAグレードとする

附 則 本規程は令和 5年 4月 1日より施行する。

平成17年 7月24日 改正

平成18年 6月21日 一部改正

平成23年 1月 4日 一部改正

平成26年 1月 1日 一部改正

平成27年 1月 1日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正

令和 3年 8月16日 一部改正

令和 5年 4月 1日 一部改正